



防交第451号
平成30年10月10日

防犯のまちづくり推進協定締結事業者
御担当者様

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課長
(公印省略)

性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」の周知啓発
に関する御協力について（依頼）

防犯のまちづくり施策及び犯罪被害者等支援施策の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県では、性犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」を開設し、守秘義務のある専門の女性相談員による電話・面接相談のほか、医療費や弁護士相談費用の助成等の支援を行っております。

犯罪被害者支援施策はセーフティーネットであり、いざという時のために、より多くの方々に相談先や支援内容を知っておいていただく必要があります。

つきましては、従業員・会員の皆様へのアイリスホットラインカードの配布について御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

また、店舗・事務所等へのカードの配架・配布等による、お客様等への周知啓発に関しましても、併せて御協力をお願い申し上げます。

記

1 アイリスホットラインカード
別添1のとおり

2 御協力いただける場合の回答方法

別添2の回答書に必要事項を御記入いただき、電子メール又はファックスにて下記まで御送付ください。

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課
(防犯・犯罪被害者支援担当) 長島
TEL・FAX 048-710-5036
メール a2950-04@pref.saitama.lg.jp

アイリスホットラインカード



(表)

アイリスホットラインとは…

埼玉県における性犯罪・性暴力被害のための専用相談電話です。

性暴力等犯罪被害相談電話アイリスホットラインは、埼玉県が(公社)埼玉犯罪被害者援助センター(埼玉県公安委員会指定の早期援助団体)に委託し、県産婦人科医会、弁護士などが協力・連携して性暴力等犯罪被害者の総合的な支援を行っている相談電話です。法的に守秘義務がある専門女性相談員が対応しますので、安心して相談できます。

相談無料

**アイリスホットラインが
あなたのためにできること**

電話相談 被害に遭われた方や そのご家族からの相談 に応じます。	面接相談(予約制) あなたの心と体のケアの ために、どうしたらよいか 一緒に考えます。
医療機関受診 緊急避妊の措置、性感 感染症検査などを受ける ことができます。	緊急避妊の措置は 被害後 72時間以内 に 行うことが必要です。
付き添い支援 相談員が病院・警察・弁護士 事務所などに付き添います。	法律相談 弁護士による法律相談を 受けることができます。

受付時間 平日 8:30～21:00 土曜 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

(裏)

回答書

事業者名		
ご担当者様	氏名	
	部署	
	電話	
	メール	
カード送付先	住所	〒
	名称	
御希望枚数	従業員 ・ 会員用	枚
	配架 ・ 配布用	枚

※枚数によっては御希望に添えない場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

(送付先)

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課

(防犯・犯罪被害者支援担当) 長島

TEL・FAX 048-710-5036

メール a2950-04@pref.saitama.lg.jp